



山形県公報

平成30年4月17日（火）
第2936号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則……………（人 事 課） ……405

### 告 示

- 包括外部監査契約の締結……………（行政改革課） ……406
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課） …… 同
- 同……………（置賜総合支庁建設総務課） …… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ） ……407
- 基本測量の実施の通知……………（県土利用政策課） …… 同
- 基本測量の終了の通知……………（ 同 ） …… 同
- 都市計画の変更……………（都市計画課） …… 同
- 同……………（ 同 ） ……408

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会4月定例会の招集…………… 同

### 公 告

○一般競争入札の公告……………（建設企画課） …… 同

## 規 則

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第50号

#### 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（12）健康福祉部地域福祉推進課において処理する永住帰国した中国残留邦人等に関する相談支援に関する事務別表に次の1項を加える。

12 第2条第12号の事務

| 地 域 の 区 分 | 駐 在 場 所         |
|-----------|-----------------|
| 県内全域      | 山形市小白川町二丁目3番30号 |

#### 附 則

この規則は、平成30年4月17日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第344号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。  
 なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、平成31年3月31日まで総務部行政改革課において一般の閲覧に供する。

平成30年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 契約の期間の始期 平成30年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 伊 藤 明 彦  
住所 山形市寿町17番1号
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

### 山形県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成30年4月17日から同年5月1日まで縦覧に供する。

平成30年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|-----------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 西村山郡大江町大字貫見字カミ256番12から<br>同 沢口字杉な11番4まで | 旧    | 62.0メートル<br>} 5.0 | メートル<br>666 |
| 同 上                                     | 新    | 62.0メートル<br>} 5.0 | 同 上         |
| 同 上                                     |      | 85.0メートル<br>} 9.5 | メートル<br>502 |

### 山形県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年4月17日から同年5月1日まで縦覧に供する。

平成30年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|-----------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 南陽市漆山字雪ヶ沢3788番3から<br>同 中沢口2512番まで | 旧    | 21.2 メートル<br>}<br>3.5 | メートル<br>3,057 |
| 同 上                               |      | 18.0 メートル<br>}<br>4.0 | メートル<br>3,106 |
| 同 上                               | 新    | 25.0 メートル<br>}<br>4.0 | メートル<br>3,057 |

**山形県告示第347号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年4月17日から同年5月1日まで縦覧に供する。

平成30年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 南陽市漆山字雪ヶ沢3788番3から  
同 中沢口2512番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年4月17日

**山形県告示第348号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
村山市及び東根市
- 2 基本測量を実施する期間  
平成30年6月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）

**山形県告示第349号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形県内全域
- 2 基本測量を実施した期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量 電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正

**山形県告示第350号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類  
新庄都市計画区域、金山都市計画区域、最上都市計画区域及び真室川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
(1) 追加する部分 なし  
(2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課

#### 山形県告示第351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類  
米沢都市計画区域、南陽都市計画区域、高畠都市計画区域及び川西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
(1) 追加する部分 なし  
(2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課

### 教育委員会関係

#### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第10号

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。

平成30年4月17日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成30年4月19日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について  
(2) 山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について  
(3) 平成30年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について

### 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県建設事業情報総合管理システム一部改修業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日時 平成30年5月30日（水）午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県建設事業情報総合管理システム一部改修業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成31年10月31日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) JIS Q 15001の基準に適合することによるプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあつては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。

(6) 過去5年間に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、山形県建設事業情報総合管理システムと類似のシステムに係る開発業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。）を証明できること。

(7) 調達する役務に関し、遂行可能な体制が十分に整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。

(8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。

(9) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。

(10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。また、代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び仕様書等の貸出場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当

電話番号023(630)2673

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成30年5月15日（火）午後4時までに山形県県土整備部建設企画課システム開発担当に提出するとともに、併せて3の(5)から(7)までに係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(7)から(10)までに係る事項を証明する書類（(8)に係る事項を証明する書類にあつては、(5)に掲げる要件を満たすことを証明するものに限る。）。以下「証明書等」という。）を提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of services to be required: System customization and system migration associated with infrastructure update for the Yamagata Prefecture Construction Works Information Management System : 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 30, 2018
- (3) Contact point for the notice: Construction Planning Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023 (630) 2673